

平成19年4月27日  
関東財務局

## ティーツー・キャピタル株式会社に対する検査結果等について

関東財務局（証券取引等監視官部門）が上記会社を検査した結果、法令違反の事実が認められたので、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告した。

[勧告の詳細](#)（証券取引等監視委員会へリンク）

### 【問い合わせ先】

証券取引等監視委員会事務局証券検査課	03(3581)2968
関東財務局証券取引等監視官部門	048(600)1215